

避難所運営チェックリスト（地域住民の方向け）

仕 事	☒	役割分担 ◎印：仕事に複数班が関わる場合の主担当
1 事前対策		
1－2 避難所の周知・確認		
指定緊急避難場所の確認	☐	
指定一般避難所（避難所）の確認	☐	
代替避難先の想定	☐	
車中泊避難用の駐車スペースの事前想定	☐	
指定福祉避難所の確認	☐	
1－3 避難施設の設備・備蓄		
避難所における設備・資機材・備蓄の確認及び災害時必要数の確認	☐	
1－4 避難所運営マニュアルの作成・設置		
避難所運営マニュアルの作成・内容確認	☐	
避難所運営マニュアルの避難所への設置	☐	
施設管理者（学校関係者など）への避難所運営マニュアルの事前提供	☐	
1－5 初期の運営と避難所運営委員会設置に向けた取り組み		
地域住民からの代表者の選出と、避難所運営委員会の組織の事前検討（班長の選出等）	☐	
1－6 避難所開設・運営訓練の実施		
地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練の実施	☐	
2 初動期（発災が予見された時～発災後24時間）		
2－2 施設の利用範囲の決定		
施設（避難所）の利用範囲の決定	☐	避難者の代表者
土足禁止区域の徹底	☐	避難者の代表者
利用場所の用途ごとの指定	☐	避難者の代表者
通路の確保	☐	避難者の代表者
避難所周辺の利用範囲の決定	☐	避難者の代表者
2－3 避難所の初動運営		
家族や近隣住民どうしの安否確認（負傷者への応急手当）	☐	
避難者の受付	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
避難者数、被害状況等の把握	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング（病院や福祉避難所への搬送者の決定）	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
避難所の備蓄倉庫からの必要物品（資機材や生活必需品）の搬入、過不足の把握	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
通信手段の確保	☐	避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
散乱危険物の除去等、施設管理者の補助	☐	
避難所開設の広報補助	☐	
2－4 トイレの確保		
トイレの確保	☐	地域の自主防災組織等
トイレの適切な使用	☐	
適切な衛生環境の確保	☐	地域の自主防災組織等
適切な感染症予防	☐	
2－5 食料・物資の配布		
食料・水・毛布等の食料・物資の配布	☐	地域の自主防災組織を中心とする避難者
プッシュ型支援物資の受入れ（受取り）	☐	地域の自主防災組織を中心とする避難者
食料・物資の保管・管理	☐	地域の自主防災組織を中心とする避難者

仕 事		☒	役割分担 ◎印：仕事に複数班が関わる場合の主担当
3 展開期 （ 発災後24時間 ～ 発災後3週間程度 ）			
3－1 避難所運営委員会と運営班の設置			
避難所運営委員会と運営班の設置	☐		
3－2 避難者の確認			
避難者カードの印刷、配布	☐	避難者情報管理班	
避難者カードの記入	☐	避難者(全員)	
避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ	☐	避難者情報管理班	
避難所利用者名簿の作成	☐	避難者情報管理班	
避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況等について、市町村災害対策本部へ報告（毎日1回以上）	☐	避難者情報管理班	
避難先の移動	☐	避難者情報管理班	
3－3 用途に応じたスペースの設置			
居住スペースの設置	☐	◎総務班、各運営班	
◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指定			
通路の確保	☐	◎総務班、各運営班	
運営スペースの設置	☐	◎総務班、各運営班	
◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板			
各種スペースの設置	☐	◎総務班、各運営班	
◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用・男女別物干し場 ◆仮設風呂 ◆相談コーナー・休養スペース ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消毒用スペース ◆ごみ集積所 ◆予備スペース ◆喫煙所			
3－4 水の確保（飲料水・生活用水等）			
水道利用の可否（避難所の水道施設の被害状況）の確認	☐	食料・物資班	
飲料水の確保（その1）（水道水の使用の可否を問わず実施）	☐	食料・物資班	
飲料水の確保（その2）給水拠点の確認（水道水が使用できない場合）	☐	食料・物資班	
飲料水の確保（その3）飲料水の緊急要請（水道水が使用できない場合）	☐	食料・物資班	
生活水の確保（井戸水や、プールの水の状況把握及び給水）	☐	食料・物資班	
3－5 食料・物資の提供			
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保	☐	食料・物資班	
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請	☐	食料・物資班	
食料・物資の管理	☐	食料・物資班	
食料・物資の配布	☐	食料・物資班	
女性の担当者による物資配布	☐	食料・物資班	
食事の提供	☐	食料・物資班	
3－6 衛生環境の確保とごみ処理			
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施	☐	衛生班	
ごみの臨時集積所の設置	☐	衛生班	
ごみの排出ルールの確立	☐	衛生班	
3－7 情報の収集と伝達			
情報収集・伝達機器の確保	☐	情報提供班	
掲示板の管理	☐	情報提供班	
館内放送等による情報伝達	☐	情報提供班	
要配慮者への情報伝達	☐	◎情報提供班、生活支援班	
車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達	☐	◎情報提供班、避難者情報管理班、食料・物資班	
3－8 プライバシーの確保			
パーティション等での仕切り	☐	◎総務班、避難者情報管理班、生活支援班	
避難者カードの管理	☐	◎避難者情報管理班、生活支援班	
郵便・宅配便の管理	☐	◎総務班、避難者情報管理班	
3－9 二次避難への備え			
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え	☐	◎総務班	
長期避難に対応した二次避難所の活用検討	☐	◎総務班、避難者情報管理班、生活支援班	

仕 事	☒	役割分担 ◎印：仕事に複数班が関わる場合の主担当
3－10 他市町村、他県等からの応援職員の派遣		
応援職員の要請	☐	避難所運営委員会、◎総務班
業務の引継ぎ	☐	避難所運営委員会、◎総務班
3－11 避難所ボランティアの受入		
避難所ボランティアの派遣要請	☐	◎総務班、各運営班
ボランティア受付窓口の設置	☐	◎総務班、各運営班
ボランティアの業務を割り振り	☐	◎総務班、各運営班
運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介	☐	◎総務班、各運営班
3－12 マスコミ・訪問者対応		
マスコミ・訪問者への対応	☐	◎情報提供班、避難者情報管理班
安否確認への対応	☐	◎情報提供班、避難者情報管理班
電話対応、来客対応	☐	◎情報提供班、避難者情報管理班
3－13 避難者の健康管理		
感染症の予防対策（トイレの感染症予防）	☐	◎衛生班、各運営班
感染症等の予防対策（その他の感染症予防）	☐	◎衛生班、各運営班
エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策	☐	◎衛生班、各運営班
熱中症対策	☐	◎衛生班、各運営班
持病のある避難者への対応	☐	◎衛生班及び生活支援班、各運営班
寝床の改善	☐	◎衛生班、各運営班
入浴機会の提供	☐	◎衛生班、各運営班
3－14 避難者の心のケア対策		
相談体制の確立	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
相談者別の専用相談窓口の設置	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
保健師等による避難所内の巡回	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
サロン活動の実施	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
3－15 ペットの同行避難について		
ペットの災害への備え	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
避難所での対応（ペットの受入れ場所の確保）	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
他の避難者への配慮（飼育マナーの徹底）	☐	◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
3－16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立（自警団の設置）	☐	総務班
警察官による見回り・立寄りの依頼	☐	総務班
暴力を許さない環境の整備（性暴力・DVの防止を含む）	☐	総務班
相談窓口の設置・周知	☐	総務班
3－17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保	☐	◎総務班、生活支援班
専用更衣室・休養室の確保	☐	◎総務班、生活支援班
授乳スペースの確保	☐	◎総務班、生活支援班
男女別の物干し場の確保	☐	◎総務班、生活支援班
専用トイレの確保	☐	◎総務班、生活支援班
入浴機会の提供	☐	◎生活支援班、総務班
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置	☐	◎生活支援班、総務班
女性専用相談窓口の設置	☐	◎生活支援班、総務班
3－18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営		
要配慮者の居住スペースの指定	☐	◎総務班、生活支援班
通路の確保	☐	◎総務班、生活支援班
トイレの確保	☐	◎生活支援班、総務班、食料・物資班
食料・水・毛布等の食料・物資の配布	☐	◎生活支援班、食料・物資班
情報伝達	☐	◎生活支援班、情報提供班
相談窓口の設置	☐	◎生活支援班、総務班

仕 事		☒	役割分担 ◎印：仕事に複数班が関わる場合の主担当
3－19 避難所以外の分散避難者への対応			
	避難者カードの配布・収集	☐	避難者情報管理班
	近隣住民内での安否確認の実施	☐	住民(全員)
	避難所運営委員会と運営班の設置	☐	◎総務班、各運営班
	情報伝達	☐	◎生活支援班、情報提供班
	水や食料等の確保	☐	◎生活支援班、食料・物資班
	健康被害への予防対策	☐	◎衛生班、各運営班
3－20 車両避難者（車中泊者）への対応			
	避難者カードの配布・収集	☐	避難者情報管理班
	近隣住民内での安否確認の実施	☐	住民(全員)
	避難所運営委員会と運営班の設置	☐	◎総務班、各運営班
	情報伝達	☐	◎生活支援班、情報提供班
	水や食料等の確保	☐	◎生活支援班、食料・物資班
	健康被害への予防対策	☐	◎衛生班、各運営班
4 安定期～撤去期 （ 発災後3週間程度 ～ 避難者の生活環境復旧まで ）			
4－1 安定期の用務			
	避難所の統廃合の検討	☐	避難所運営委員会
	組織編制の見直し	☐	避難所運営委員会
	避難所の統廃合に係る移動手段の確保	☐	総務班
	避難所スペースのレイアウトの見直し	☐	総務班
	避難所の防犯体制の見直し	☐	総務班
	避難所のルールの見直し	☐	総務班
	避難所利用者名簿の整理	☐	避難者情報管理班
	車中泊避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し	☐	◎情報提供班、避難者情報管理班
	掲示板の整理	☐	情報提供班
	応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に係る情報の提供	☐	情報提供班
	必要物資の要望の見直し	☐	食料・物資班
	食料配給における栄養バランスの見直し	☐	食料・物資班
	避難者の心のケア対策の強化（自立に向けた取り組み等）	☐	生活支援班
	介助を必要とする避難者への対応強化（介護士や保健師の対応強化）	☐	生活支援班
	避難者の健康や衛生状態への配慮の強化	☐	衛生班
4－2 避難所の統廃合と閉鎖の検討			
	避難所として利用する施設の範囲を再検討	☐	総務班
4－3 避難所閉鎖に向けた体制			
	避難所の閉鎖決定（予告）の広報	☐	◎情報提供班、生活支援班
	被災者支援・生活再建に関する情報提供	☐	情報提供班
	被災者支援・生活再建に関する要配慮者への情報提供と、相談体制の充実	☐	生活支援班

避難所運営チェックリスト（市町村担当者向け）

仕 事	☒	役割分担
1 事前対策		
1－2 避難所の周知・確認		
指定緊急避難場所の指定・周知	☐	
指定一般避難所の指定・周知	☐	
避難所の耐震診断と耐震化	☐	
非構造部材の耐震化	☐	
代替避難所の想定とリスト化	☐	
車中泊避難用の駐車スペースの事前想定	☐	
指定福祉避難所の受入体制の整備	☐	
1－3 避難施設の設備・備蓄		
避難所における設備・資機材・備蓄の整備	☐	
浸水想定区域以上の階への倉庫設置	☐	
受変電設備の浸水対策	☐	
1－4 避難所運営マニュアルの作成・設置		
避難所運営マニュアルの作成・内容確認	☐	
避難所運営マニュアルの避難所への設置	☐	
施設管理者（学校関係者など）への避難所運営マニュアルの事前提供	☐	
1－5 避難所の初動運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み		
避難所の開設と運営体制の検討・準備	☐	
1－6 避難所開設・運営訓練の実施		
地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練の実施	☐	
2 初動期（発災が予見された時～発災後24時間）		
2－1 避難所の開設		
避難所担当職員の派遣	☐	市町村災害対策本部
基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認	☐	避難所担当職員
必要な場合は、市町村災害対策本部（市町村応急危険度判定実施本部）へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請	☐	避難所担当職員
ライフラインや避難所運営に関する設備（トイレの機能状況、防火設備、非常用電源等）の使用可否の確認	☐	避難所担当職員
避難所開設の広報	☐	市町村災害対策本部
避難所開設と状況等の市町村災害対策本部への報告	☐	避難所担当職員
2－2 施設の利用範囲の決定		
施設（避難所）の利用範囲の決定	☐	避難所担当職員
土足禁止区域の徹底	☐	避難所担当職員
利用場所の用途ごとの指定	☐	避難所担当職員
通路の確保	☐	避難所担当職員
避難所周辺の利用範囲の決定	☐	避難所担当職員
2－3 避難所の初動運営		
避難者の受付	☐	避難所担当職員
避難者数、被害状況等の把握	☐	避難所担当職員
負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング（病院や福祉避難所への搬送者の決定）	☐	避難所担当職員
食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握	☐	避難所担当職員
避難所の備蓄倉庫からの必要物品（資機材や生活必需品）の搬入、過不足の把握	☐	避難所担当職員
通信手段の確保	☐	避難所担当職員
避難所の開設、避難者の状況等を市町村災害対策本部へ報告	☐	避難所担当職員
2－4 トイレの確保		
トイレの確保	☐	避難所担当職員
適切な衛生環境の確保	☐	避難所担当職員

仕 事		☒	役割分担
2－5 食料・物資の配布			
食料・水・毛布等の食料・物資の配布	☐		避難所担当職員
プッシュ型支援物資の受入れ（受取り）	☐		避難所担当職員
食料・物資の保管・管理	☐		避難所担当職員
3 展開期（発災後24時間～発災後3週間程度）			
3－1 避難所運営委員会と運営班の設置			
避難所運営委員会と運営班の設置	☐		避難所支援担当者
3－2 避難者の確認			
避難者カードの印刷、配布	☐		避難所支援担当者
避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ	☐		避難所支援担当者
避難所利用者名簿の作成	☐		避難所支援担当者
避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況等について、市町村災害対策本部へ報告（毎日1回以上）	☐		避難所支援担当者
避難先の移動	☐		避難所支援担当者
3－3 用途に応じたスペースの設置			
居住スペースの設置	☐		避難所支援担当者
◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指定			
通路の確保	☐		避難所支援担当者
運営スペースの設置	☐		避難所支援担当者
◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板			
各種スペースの設置	☐		避難所支援担当者
◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用・男女別物干し場 ◆仮設風呂 ◆相談コーナー・休養スペース ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消毒用スペース ◆ごみ集積所 ◆予備スペース ◆喫煙所			
3－4 水の確保（飲料水・生活用水等）			
水道利用の可否（避難所の水道施設の被害状況）の確認	☐		避難所支援担当者
飲料水の確保（その1）（水道水の使用の可否を問わず実施）	☐		避難所支援担当者
飲料水の確保（その2）給水拠点の確認（水道水が使用できない場合）	☐		避難所支援担当者
飲料水の確保（その3）飲料水の緊急要請（水道水が使用できない場合）	☐		避難所支援担当者
生活用水の確保（井戸水や、プールの水の状況把握及び給水）	☐		避難所支援担当者
3－5 食料・物資の提供			
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保	☐		避難所支援担当者
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請	☐		避難所支援担当者
食料・物資の管理	☐		避難所支援担当者
食料・物資の配布	☐		避難所支援担当者
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置	☐		避難所支援担当者
食事の提供	☐		避難所支援担当者
3－6 衛生環境の確保とごみ処理			
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施	☐		避難所支援担当者
ごみの臨時集積所の設置	☐		避難所支援担当者
ごみの排出ルール確立	☐		避難所支援担当者
3－7 情報の収集と伝達			
情報収集・伝達機器の確保	☐		避難所支援担当者
掲示板の管理	☐		避難所支援担当者
館内放送等による情報伝達	☐		避難所支援担当者
要配慮者への情報伝達	☐		避難所支援担当者
車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達	☐		避難所支援担当者
3－8 プライバシーの確保			
パーティション等での仕切り	☐		避難所支援担当者
避難者カードの管理	☐		避難所支援担当者
郵便・宅配便の管理	☐		避難所支援担当者

仕 事	☒	役割分担
3－9 二次避難への備え		
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え	☐	避難所支援担当者
長期避難に対応した二次避難所の活用検討	☐	避難所支援担当者
3－10 他市町村、他県等からの応援職員の派遣		
応援職員の要請	☐	避難所支援担当者
被災市町村の職員と応援職員の業務の分担	☐	避難所支援担当者
業務の引継ぎ	☐	避難所支援担当者
3－11 避難所ボランティアの受入		
避難所ボランティアの派遣要請	☐	避難所支援担当者
ボランティア受付窓口の設置	☐	避難所支援担当者
ボランティアの業務を割り振り	☐	避難所支援担当者
運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介	☐	避難所支援担当者
3－12 マスコミ・訪問者対応		
マスコミ・訪問者への対応	☐	避難所支援担当者
安否確認への対応	☐	避難所支援担当者
電話対応、来客対応	☐	避難所支援担当者
3－13 避難者の健康管理		
感染症の予防対策（トイレの感染症予防）	☐	避難所支援担当者
感染症等の予防対策（その他の感染症予防）	☐	避難所支援担当者
エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策	☐	避難所支援担当者
熱中症対策	☐	避難所支援担当者
持病のある避難者への対応	☐	避難所支援担当者
寝床の改善	☐	避難所支援担当者
入浴機会の提供	☐	避難所支援担当者
3－14 避難者の心のケア対策		
相談体制の確立	☐	避難所支援担当者
相談者別の専用相談窓口の設置	☐	避難所支援担当者
保健師等による避難所内の巡回	☐	避難所支援担当者
サロン活動の実施	☐	避難所支援担当者
3－15 ペットの同行避難について		
ペットの災害への備え	☐	避難所支援担当者
避難所での対応（ペットの受入れ場所の確保）	☐	避難所支援担当者
他の避難者への配慮（飼育マナーの徹底）	☐	避難所支援担当者
3－16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立（自警団の設置）	☐	避難所支援担当者
警察官による見回り・立寄りの依頼	☐	避難所支援担当者
暴力を許さない環境の整備（性暴力・DVの防止を含む）	☐	避難所支援担当者
相談窓口の設置・周知	☐	避難所支援担当者
3－17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保	☐	避難所支援担当者
専用更衣室・休養室の確保	☐	避難所支援担当者
授乳スペースの確保	☐	避難所支援担当者
男女別の物干し場の確保	☐	避難所支援担当者
専用トイレの確保	☐	避難所支援担当者
入浴機会の提供	☐	避難所支援担当者
女性の担当者による物資配布	☐	避難所支援担当者
女性専用相談窓口の設置	☐	避難所支援担当者

仕 事		☒	役割分担
3－18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営			
要配慮者の居住スペースの指定	☐		避難所支援担当者
通路の確保	☐		避難所支援担当者
トイレの確保	☐		避難所支援担当者
食料・水・毛布等の食料・物資の配布	☐		避難所支援担当者
情報伝達	☐		避難所支援担当者
相談窓口の設置	☐		避難所支援担当者
3－19 避難所以外の分散避難者への対応			
避難所以外の避難の検討について広報	☐		市町村災害対策本部
避難所開設の広報	☐		◎市町村災害対策本部、施設管理者
3－20 車両避難者（車中泊者）への対応			
車両避難用の駐車スペースの検討	☐		◎市町村、施設管理者
避難所周辺の利用範囲の決定	☐		◎市町村、施設管理者
避難所開設の広報	☐		◎市町村災害対策本部、施設管理者
4 安定期～撤去期 （ 発災後3週間程度 ～ 避難者の生活環境復旧まで ）			
4－1 安定期の用務			
避難所利用者名簿の整理	☐		避難所支援担当者
避難所の統廃合に係る情報の取得	☐		避難所支援担当者
応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の取得・提供	☐		避難所支援担当者
4－2 避難所の統廃合と閉鎖の検討			
避難所として利用する施設の範囲を再検討	☐		避難所支援担当者
避難者の二次避難先や住居等の確保	☐		市町村災害対策本部
避難所として利用する施設の再検討	☐		市町村災害対策本部
4－3 避難所閉鎖に向けた体制			
避難所閉鎖後の被災者支援・生活再建に関する情報の収集・提供	☐		避難所支援担当者
被災者支援・生活再建の避難者（要配慮者）への説明と相談体制の充実	☐		避難所支援担当者

避難所運営チェックリスト（施設管理者向け）

仕 事	☒	摘要
1 事前対策		
1－2 避難所の周知・確認		
指定緊急避難場所の指定・周知	☐	
指定一般避難所の指定・周知	☐	
避難所の耐震診断と耐震化	☐	
非構造部材の耐震化	☐	
代替避難所の想定とリスト化	☐	
車両避難者用の駐車スペースの事前想定	☐	
指定福祉避難所の受入体制の整備	☐	
1－4 避難所運営マニュアルの作成・設置		
避難所運営マニュアルの作成・内容確認	☐	
避難所運営マニュアルの避難所への設置	☐	
施設管理者（学校関係者など）への避難所運営マニュアルの事前提供	☐	
1－5 避難所の初動運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み		
避難所の開設（特に開錠）と運営の支援体制の検討・準備	☐	
1－6 避難所開設・運営訓練の実施		
地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練の実施	☐	
2 初動期（発災が予見された時～発災後24時間）		
2－1 避難所の開設		
避難所開錠担当者の派遣	☐	
基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認		
必要な場合は、市町村災害対策本部（市町村応急危険度判定実施本部）へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請	☐	
ライフラインや避難所運営に関する設備（トイレの機能状況、防火設備、非常用電源等）の使用可否の確認	☐	
散乱危険物（ガラス破片や倒壊した備品等）の除去、清掃	☐	
2－2 施設の利用範囲の決定		
施設（避難所）の利用範囲の決定	☐	
土足禁止区域の徹底	☐	
利用場所の用途ごとの指定	☐	
通路の確保	☐	
避難所周辺の利用範囲の決定	☐	
2－4 トイレの確保		
トイレの確保	☐	
適切な衛生環境の確保	☐	
3 展開期（発災後24時間～発災後3週間程度）		
3－1 避難所運営委員会と運営班の設置		
避難所運営委員会と運営班の設置	☐	
3－3 用途に応じたスペースの設置		
居住スペースの設置	☐	
◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指定		
通路の確保	☐	
運営スペースの設置	☐	
◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板		
各種スペースの設置	☐	
◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用・男女別物干し場 ◆仮設風呂 ◆相談コーナー・休養スペース ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消毒用スペース ◆ごみ集積所 ◆予備スペース ◆喫煙所		

仕 事	☒	摘要
3－4 水の確保（飲料水・生活用水等）		
水道利用の可否（避難所の水道施設の被害状況）の確認	☐	
飲料水の確保（その１）（水道水の使用の可否を問わず実施）	☐	
飲料水の確保（その２）給水拠点の確認（水道水が使用できない場合）	☐	
飲料水の確保（その３）飲料水の緊急要請（水道水が使用できない場合）	☐	
生活用水の確保（井戸水や、プールの水の状況把握及び給水）	☐	
3－5 食料・物資の提供		
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保	☐	
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請	☐	
食料・物資の管理	☐	
食料・物資の配布	☐	
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの配置	☐	
食事の提供	☐	
3－6 衛生環境の確保とごみ処理		
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施	☐	
ごみの臨時集積所の設置	☐	
ごみの排出ルールの確立	☐	
3－7 情報の収集及び伝達		
情報収集・伝達機器の確保	☐	
掲示板の管理	☐	
館内放送等による情報伝達	☐	
要配慮者への情報伝達	☐	
車両避難者や在宅避難者への情報伝達	☐	
3－8 プライバシーの確保		
パーティション等での仕切り	☐	
避難者カードの管理	☐	
郵便・宅配便の管理	☐	
3－9 二次避難への備え		
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え	☐	
長期避難に対応した二次避難所の活用検討	☐	
3－15 ペットの同行避難について		
避難所での対応（ペットの受入れ場所の確保）	☐	
3－16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立（自警団の設置）	☐	
警察官による見回り・立寄りの依頼	☐	
暴力を許さない環境の整備（性暴力・ＤＶの防止を含む）	☐	
相談窓口の設置・周知	☐	
3－17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保	☐	
専用更衣室・休養室の確保	☐	
授乳スペースの確保	☐	
男女別の物干し場の確保	☐	
専用トイレの確保	☐	
3－18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営		
要配慮者の居住スペースの指定	☐	
通路の確保	☐	
トイレの確保	☐	
3－19 避難所以外の分散避難者への対応		
避難所開設の広報	☐	

仕 事		☒	摘要
	3－20 車両避難者（車中泊者）への対応		
	車両避難用の駐車スペースの検討	☐	
	避難所周辺の利用範囲の決定	☐	
	避難所開設の広報	☐	
4 安定期～撤去期 （ 発災後3週間程度 ～ 避難者の生活環境復旧まで ）			
	4－1 安定期の用務		
	避難所スペースの見直し	☐	
	4－2 避難所の統廃合と閉鎖の検討		
	避難所として利用する施設の範囲を再検討	☐	